

五城目町地域活性化支援センター起業等支援施設使用者公募要項

1. 趣旨

五城目町では、新たな事業の創出を支援するとともに、地域産業及びコミュニティ活動の育成・振興を図るため、五城目町地域活性化支援センターの起業等支援施設（事業支援室及び事業支援棟）を使用する事業者等を公募します。

本公募は、五城目町地域活性化支援センター設置条例（以下、「条例」。）及び五城目町地域活性化支援センター設置条例施行規則（以下、「規則」。）に基づき実施します。

2. 施設の概要

（1）共通

- ① 名 称 五城目町地域活性化支援センター
- ② 住 所 秋田県南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台 1 1 7 番地 1

（2）面積及び建築年

- ① 事業支援室
 - ・敷地面積：13,401㎡／建物面積：2,064㎡
 - ・建築年：平成12年（木造2階建）
- ② 事業支援棟
 - ・敷地面積：1,268㎡／建物面積：322㎡
 - ・建築年：平成3年（木造1階建）

3. 使用者を公募する施設

別紙、「使用者公募施設一覧」のとおりです。

4. 使用の許可の期間

5年以内

※町長が特に必要があると認めるときは、1年以内で期間を延長できます。

5. 使用料

- （1）事業支援室 1室20,000円（1か月）
- （2）事業支援棟 1室30,000円（1か月）
- （3）下記の費用は使用者の負担とします。

- ① 電気及び水道の使用に係る料金
- ② 設備及び備品の設置及び撤去に要する費用
- ③ 事業活動に伴い発生した廃棄物の処理に要する費用
- ④ 使用者の責に帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用

6. 使用者の主な要件

- （1）起業等により地域における新たな事業等の創出を行うこと。
- （2）地域産業及びコミュニティ活動の振興に寄与することが期待できる事業を行うこと。

- (3) 起業等支援施設から退去後も町内において引き続き事業活動を行う意思を有すること。
- (4) 事業税、都道府県税及び市区町村民税を滞納していないこと。

7. 申込方法等

(1) 公募期間

随時

(2) 受付期間

土日祝日及び12月29日から1月3日の期間を除く午前9時から午後5時まで（郵送による申請も可）

(3) 受付場所及び提出先

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1
五城目町まちづくり課（電話：018-852-5361）

(4) 提出書類

提出書類	法人	個人・グループ
起業等支援施設使用申請書（規則様式第1号）	○	○
履歴書又は経歴書	企業の経歴書	代表者の履歴書
登記事項証明書又は住民票の写し	登記事項証明書	代表者の住民票
定款又はこれに準ずるもの（規約、会則等）	○	グループは○
直近の貸借対照表、損益計算書等	○	—
納税証明書	法人事業税・地方税等	個人事業税・市町村民税等
事業計画書	○	○
その他町長が必要と認める書類	必要に応じて	必要に応じて

8. 審査及び選考方法

五城目町地域活性化支援センター起業等支援施設使用者審査会において審査の上、使用候補者を決定し「認定通知書」を交付します。なお、申請者は、審査会において15分程度のプレゼンテーションを実施することとします。

【お問い合わせ先】

五城目町まちづくり課

電 話 018-852-5361

F A X 018-852-3151

メール machi@town.gojome.lg.jp